（傷病手当金）

第百九条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

（出産手当金）

第百十条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

（休業手当金）

第百十一条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

［2～5　略］

（介護休業手当金）

第百十一条の三　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十二条　［略］

一　組合員の氏名、住所及び組合員等記号・番号

［二・三　略］

（災害見舞金）

第百十三条　［略］

一　組合員の氏名、住所及び組合員等記号・番号

［二・三　略］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十三条の四　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

二　［略］

三　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格を取得した年月日及びその有効期限

［略］

2　［略］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十三条の五　組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員等記号・番号又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

（傷病手当金）

第百九条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

（出産手当金）

第百十条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］

（休業手当金）

第百十一条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］

（育児休業手当金）

第百十一条の二　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　同上］

［2～5　同上］

（介護休業手当金）

第百十一条の三　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　同上］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十二条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号

［二・三　同上］

（災害見舞金）

第百十三条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号

［二・三　同上］

（高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出）

第百十三条の四　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

二　［同上］

三　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証に記載された資格取得年月日及び有効期限

［同上］

2　［同上］

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第百十三条の五　組合員又はその被扶養者（四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が次に掲げる事由に該当したときは、当該組合員は、遅滞なく、当該組合員（被扶養者にあつては、当該組合員及びその被扶養者）の氏名及び生年月日、組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号並びに次に掲げる事由に該当した年月日及び理由を記載した書類を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］